

刈谷市公共施設等総合管理計画等策定業務委託公募型プロポーザル 実施要領

1 業務の目的

刈谷市（以下、「本市」という。）では、公共施設等の維持管理、更新に係る費用の縮減や財政負担の平準化並びに維持管理の最適化を図るため、「刈谷市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）〔計画期間：平成29年度から令和8年度まで〕及び「刈谷市公共施設維持保全計画」（以下、「維持保全計画」という。）〔計画期間：令和3年度から令和12年度まで〕を策定しており、本業務は、総合管理計画及び維持保全計画の見直しを支援するものである。

なお、維持保全計画については、計画期間が令和3年度から令和12年度までの10年間であるが、概ね5年ごとに計画全体の見直しを行うこととしていることから、第2次総合管理計画〔計画期間：令和9年度から令和18年度〕の策定にあわせ、第2次維持保全計画を策定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

刈谷市公共施設等総合管理計画等策定業務委託

(2) 業務内容

業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

応募者は次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 参加表明書の提出日において、令和8年・9年度刈谷市入札参加資格者名簿に登録されている者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日において、刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条の規定に基づく資格停止期間中の法人等でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）に基づく排除措置を受けている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (8) 同種又は類似業務の受注実績があること。
 - ※同種実績・・・総合管理計画又は維持保全計画に関する業務
 - ※類似実績・・・公共施設再配置計画、その他公共施設等の全体を対象に今後の整備方針等を定めた計画等の策定（改訂）業務

4 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。

また、本市は本事業以外の目的で提出書類を使用しない。ただし、本事業に係る情報公開請求があった場合は、刈谷市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定に基づき、提出書類を公開することができるものとする。

なお、提出書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

(2) 特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(3) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出された提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

(6) 虚偽の記載の禁止

参加表明又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明及び提案書を無効とする。

(7) 提案書等の取扱い

採用された提案書等は、複製を行い本市における会議等の資料とすることがある。

(8) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、既に提出された書類に追加して新たに書類の提出を求めることがある。また、提出された書類については、別途指定する形式で電子データによる提出を求めることがある。

5 事業スケジュール

契約までの日程は以下のとおりとする。なお、本市の都合により日程を変更する可能性がある。

項目	日程
実施要領等の公告	令和8年4月13日(月)
参加表明書及び質問の提出期限	令和8年4月23日(木)午後5時(厳守)
参加資格確認結果の通知	令和8年4月27日(月)
質問への回答	令和8年4月28日(火)午後5時
提案書等の提出期限	令和8年5月14日(木)午後4時(必着)
プレゼンテーション審査	令和8年5月20日(水)
提案審査結果の通知	令和8年5月27日(水)
契約の締結	令和8年6月中旬

6 実施要領等の公告

(1) 公告場所

本市ホームページに掲載

(2) 公告内容

ア 公募型プロポーザル実施要領

イ 業務仕様書（別紙1）

ウ 公募型プロポーザル評価基準表（別紙2）（以下、「評価基準」という。）

エ 提出様式

7 参加表明書の提出及び質問の受付

(1) 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時（厳守）

(2) 提出場所

刈谷市役所企画財政部施設保全課（市役所6階）

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 企業状況表（様式第3号）

エ 質問書（様式第4号）

(4) 提出方法

7（3）アからウについて、刈谷市役所企画財政部施設保全課（以下「事務局」という。）に直接持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定郵便記録に限る。）によりすること。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

7（3）エについて、事務局へ電子メール（hozen@city.kariya.lg.jp）で提出すること。その際、件名に「プロポーザルに関する質問（事業者名）」の文字を入力すること。また、質問書の提出後、電話（0566-91-1154）で事務局に受信確認を行うこと。

(5) 質問に関する回答方法

令和8年4月28日(火)午後5時までに本市ホームページで随時公開する。

8 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限

令和8年4月27日(月)

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メール及び電話で行う。

なお、参加資格が認められた応募者に対しては、「プレゼンテーション審査日程調査回答書」を併せて送付する。

9 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月14日(木)午後4時(必着)

(2) 提出場所

刈谷市役所企画財政部施設保全課(市役所6階)

(3) 提出書類

次に掲げる書類について、それぞれ書類名または様式番号(様式第○号)を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本7部)提出すること。

ア 提案書表紙(様式第5号)

イ 事業者業務実績書(様式第6号)

ウ 配置予定担当者調書(様式第7号)

エ 見積書(様式第8号)

オ 実施体制表(任意様式)

用紙は日本工業規格A4サイズ(縦)、1枚(片面)に記載すること。使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

カ 業務提案書（任意様式）

記載内容については、「10 提案書の作成方法」の内容を参照すること。

（4）提出方法

事務局に直接持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定郵便記録に限る。）によりすること。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

10 提案書の作成方法

（1）書式

用紙は日本工業規格A4サイズ（縦）、10枚以内（両面印刷可）に記載すること。使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

（2）記載内容

業務仕様書の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

ア 取組方針

（ア）総合管理計画

第2次総合管理計画の策定に向けた取組方針を記載すること。インフラ施設についても取組方針を記載すること。

（イ）維持保全計画

第2次維持保全計画の策定に向けた取組方針を記載すること。

イ シミュレーションについて

事業費維持保全計画及び総合管理計画における事業費シミュレーションの実施方法及び運用方法について記載すること。

ウ 評価について

（ア）計画の評価

計画策定後の進捗管理方法及び実施後の評価手法について記載すること。

（イ）施設の評価

施設評価の手法を記載すること。また、施設評価に応じたコスト削減の方策（集約化、複合化及び民間活力の導入等）について記載すること。

エ スケジュール

本業務を受託した場合の策定スケジュールを記載すること。なお、本市が想定するスケジュールはそれぞれ下表のとおりである。

●総合管理計画

年度	月	内 容
令和8年度	6月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・データ収集 ・現計画の把握及び実施状況の整理 ・劣化状況に関する調査及びとりまとめ ・方針、基準等の検討
	10月中旬	素案作成
	11月下旬	庁議
	12月	パブリックコメント
	1月下旬	庁議
	2月下旬	議会
	3月	計画改訂

●維持保全計画

年度	月	内 容
令和8年度	6月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・データ収集 ・現計画の把握及び実施状況の整理 ・劣化状況に関する調査及びとりまとめ ・方針、基準等の検討
	11月中旬	素案作成
	1月下旬	庁議
	2月下旬	議会
	3月	計画改訂

オ その他の提案

アからエまでの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

例：機能の追加、ライフサイクルコスト削減効果の検証等

(3) 提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

(4) 業務提案書等の公開

提出された業務提案書等の書類は公開の対象とする。

(5) 提案の無効

- ア 提案者が同一事項のプロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- イ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- ウ 提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- エ 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい金額を訂正したとき。
- オ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

1.1 プレゼンテーション審査

(1) 開催日

令和8年5月20日(水)

(2) 時間等

各提案者の持ち時間は40分間とし、以下の時間配分(目安)で実施する。

[時間配分] 準備(5分)、提案内容のプレゼンテーション(20分)
質疑応答(10分)、片付け(5分)

その他詳細(会場、開催時間、参加人数、注意事項等)に関しては、令和8年4月28日(火)までに各提案者に別途通知する。

(3) 会場機材

プロジェクター、スクリーン(縦149cm×横198cm)、HDMIケーブル、USBTYPE-C変換アダプタ、会場の電源、コードリール

(4) 説明資料

説明時にプロジェクターで投影する資料は、企画提案書とは別に作成することを可とする。ただし、内容については、企画提案書に記載された範囲内で、説明用に編集を加えたものとする。この場合、説明資料をプレゼンテーション当日に書面(8部)で事務局に提出することとする。

(5) 応募者が多数となった場合の措置

応募者が多数となった場合には、提出書類の内容による事前審査を行い、

プレゼンテーション審査を実施する事業者を5者程度に限定することがある。

1.2 提案の審査及び優先交渉権者の決定

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションを基に総合的に審査を行う。
- (2) 審査員は順位決定のため、別紙2「評価基準」に基づき、各提案者の評価点を算出する。
- (3) 各項目の配点の合計を1審査員につき100点満点として採点し、各委員の採点の合計(委員5名/500点満点)が最も高かったものを特定者、次に高かったものを次点者とする。
- (4) 審査員の合計点数の合計が60%以上(300点以上)であることを最低基準とする。
- (5) 合計点が最も高く、かつ、同点となった場合には、提案価格がより低い者を優先交渉権者とし、次に低い者を次点交渉権者とする。
- (6) 提案者が1者の場合でも提案審査会を実施し、審査を行う。ただし、最低基準点に達しない者は優先交渉権者として決定しない。

1.3 審査結果の通知及び公表

- (1) 通知日
令和8年5月27日(水)
- (2) 通知方法
参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。
- (3) 選考結果の公表
次に掲げる情報については、選考結果通知後に本市ホームページで公開する。ただし、審査結果の詳細は公表しない。
 - ア 応募件数
 - イ 優先交渉権者の事業者名及び所在地
 - ウ 次点交渉権者の事業者名及び所在地
- (4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1.4 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査により特定された者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

なお、本市と優先交渉権者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点交渉権者と協議を行うものとする。

(2) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市（発注者）及び事業者（受注者）

イ 締結時期

令和8年6月中旬（予定）

ウ 契約の概要

企画提案及び業務委託契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき業務に関する内容や金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

原則、企画提案で提示された金額とする。

1.5 失格要件

次に挙げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1) 提出書類に関して該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書の記載事項が確認できない場合

カ 見積書に記載された金額が提案限度額を超えている場合

(2) 契約内容の協議に応じなかった場合

(3) この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は関係者に対して援助を直接又は間接に求めた場合

(4) 提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22

年法律第54号)に抵触する行為をした場合

(5) 「3 参加資格要件」に定める資格を失った場合

(6) 特定者の都合により、契約内容について提案内容から著しい変更が必要となった場合

(7) その他不正な行為があった場合

1.6 業務の実施に関するその他事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、本実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、両者で誠意をもって協議すること。

(2) 業務の継続が困難となった場合における措置

ア 事業者の責に帰すべき事由により業務継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、本市は、事業者との契約を解除することができるものとする。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく業務の継続が困難と認められる場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。

ウ ア又はイにより契約を解除した場合には、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力、その他本市又は事業者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、本市と事業者は、業務継続の可否について協議する。

1.7 その他

(1) 本市は優先交渉権者決定後、契約内容について優先交渉権者の提案に拘束

を受けないものとする。

- (2) 業務提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 理由を問わず、参加表明書及び業務提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (4) 本業務の実施にあたっては、配置予定担当者調書に記載された担当者は、特別な理由があると認められる場合を除き、変更することはできない。
- (5) プロポーザル参加表明書を提出した応募者が参加を辞退する場合は、辞退理由を明記した辞退書（様式第9号）を速やかに事務局宛に持参又は電話連絡及び電子メールにて提出すること。

18 問合せ先

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所 企画財政部施設保全課 計画推進係

電話 0566-91-1154（直通）

FAX 0566-23-9331

電子メール hozen@city.kariya.lg.jp